

じゅけんせい みなさま  
受験生の皆様へ

## ほんこう せいかつしどう 本校の生活指導について

おおさかふりつよどしやうぎやうこうとうがっこう せいかつしどうぶ  
大阪府立淀商業高等学校 生活指導部

ほんこう しょうぎやうか ふくし か せっち ぜんにちせいこうこう せいと げつやう きんやう  
本校は、商業科と福祉ボランティア科を設置する全日制高校です。生徒は月曜から金曜まで  
まいにちがっこう かよ じかん じかん こうない す  
毎日学校に通い、6時間から8時間を校内で過ごします。ここでの過ごし方が、生活リズムを作  
ります。いいリズムが作れると、ねんかん とお がくしゅう つ かさ おお せい か ぶかつどう  
3年間を通しての学習の積み重ねは、大きな成果となり、部活動  
での鍛錬はひと せいちやう うなが  
としての成長を促します。

ほんこう せんもんきやうか まな しょくぎやうきやういく う もくてき がっこう きんねん そつぎやうご  
本校は専門教科を学び、職業教育を受けることを目的とした学校です。近年は卒業後すぐに  
しゅうしょく せんもんがっこう だいがく しんがく せいと ぶ  
は就職せず、専門学校や大学に進学する生徒も増えてきましたが、その場合でも、将来の就職を  
ねんとう お しんろせんたく か そつぎやうごしゅうしょく はんすういじやう  
念頭に置いての進路選択であることに変わりありません。ましてや卒業後就職する半数以上  
の生徒にとっては、こうこう ねんかん しゃかいじん ひつやう き そきやうやう せんもんきやうやう  
高校の3年間で、社会人として必要な基礎教養と専門教養とをきちんと身  
につけていることが、しゅうかつ ゆうり はたら ほんこう じゅぎやう おお  
就活に有利に働きます。そのために本校の授業で多くのことを学んでも  
らわなければならないと かんが  
考えています。

また、しゅうしょくしけん さっこん だいがくにゆうし めんせつ か こ ぶ  
就職試験ではもちろんのこと、昨今では大学入試でも面接を課される子も増えていま  
す。めんせつ み ことばづか て あ いんしやう ひやうか えいきやう あた すす  
面接では、身だしなみや言葉遣いなど出会ったときの印象が、評価に影響を与えることも少  
なくありません。ほんこう せいと がっこうせいかつ とお ただ み ことばづか み  
本校では、生徒たちが学校生活を通して正しい身だしなみや言葉遣いを身に  
つけ、ルールを守れる社会人となれるよう生活指導に取り組んでいます。

生活指導は、せいと ちゆうい ひと ただ こうどう できるような心 ころ そだ かんが  
注意する人がいなくても、正しい行動ができるような心を育てることだと考えて  
います。そんな心を持つ生徒たちの学校だという評判が地域に広まり、みんなが胸を張れる  
がっこう おも ほんこう つぎ せいとしどう おこな  
学校でありたいと思っています。そのために本校では次のようなルールで、生徒指導を行って  
います。

### ① どうはつしどう ① 頭髪指導について

「このせいと せいと せいと  
生徒さんは、まじめな子が多いのですね。髪を染めている子がいません」。がっこうせつめいかい  
などで、ちゅうがくせい ほごしや かた ときおりも き ほんこう いんしやう ひと たやうせい こせい  
中学生の保護者の方から時折漏れ聞こえる本校の印象の一つです。多様性と個性  
そんちやう うた じだい しゃかい あんしん みと いぜん せいそ けんこう がくせいぞう  
尊重が謳われる時代ですが、社会が安心して認めるのは、依然として清楚で健康な学生像で  
す。その一つの表れとして、ほんこう しぜん くろかみ こうこうじだい す せいと もと  
本校では自然な黒髪で高校時代を過ごすことを生徒に求めています。  
せんしよく へんしよく どう ねつ や いた かみいろ かいぜん しどう  
染色による変色はもちろんのこと、アイロン等の熱で焼けて傷んだ髪色にも改善の指導を

行います。方法はカットによるか、黒染めとなります。お金はかかりますが美容院等での改善を勧めています。また、ご承知のように、黒染めは早くで一ヶ月、長く三、四ヶ月で、赤みがかかります。その段階で再度改善指導を行います。

他に、パーマや側頭部や後頭部にかけての極端な刈りあげやそり込み、ワックス等で髪を固める加工を禁止しています。

## ② 遅刻指導について

遅刻は、学校生活にまず最初<sup>さいしょ</sup>の兆候<sup>ちようこう</sup>です。そのため、一度<sup>いちど</sup>めの遅刻<sup>ちこく</sup>から指導<sup>しどう</sup>を行います。指導<sup>しどう</sup>は遅刻<sup>ちこく</sup>当日<sup>とうじつ</sup>の放課後<sup>ほうかご</sup>に、遅刻<sup>ちこく</sup>面談<sup>めんだん</sup>指導<sup>しどう</sup>を行います。遅刻<sup>ちこく</sup>を繰り返さないための方法<sup>ほうほう</sup>を、担任<sup>たんじん</sup>や生活指導部<sup>せいかつしどうぶ</sup>の先生<sup>せんせい</sup>と一緒に考<sup>かんが</sup>えていきます。遅刻<sup>ちこく</sup>回数<sup>かいすう</sup>が重なる場合<sup>かき</sup>は、早朝<sup>そうちよう</sup>登校<sup>とうこう</sup>指導<sup>しどう</sup>等<sup>とう</sup>も取り入れ<sup>と</sup>い、遅刻<sup>ちこく</sup>をしない習慣<sup>しゅうかん</sup>を身につけられるように指導<sup>しどう</sup>します。期間<sup>きかん</sup>内に遅刻<sup>ちこく</sup>が10回<sup>かい</sup>を超<sup>こ</sup>えてやまない場合<sup>かき</sup>は、保護者<sup>ぼごしや</sup>にも学校<sup>がっこう</sup>へお越<sup>こ</sup>しいいただき、生活指導部<sup>せいかつしどうぶ</sup>から今後<sup>こんご</sup>の登校<sup>とうこう</sup>計画<sup>けいかく</sup>等<sup>とう</sup>のご相談<sup>そうだん</sup>をさせていただくこととなります。

病気<sup>びょうき</sup>・ケガ<sup>けが</sup>・事故<sup>じこ</sup>等<sup>とう</sup>による遅刻<sup>ちこく</sup>には、もちろん一定<sup>いってい</sup>の配慮<sup>はいりよ</sup>をして遅刻<sup>ちこく</sup>指導<sup>しどう</sup>を行わない場合<sup>かき</sup>もありますが、健康管理<sup>けんこうかんり</sup>の範囲<sup>はんい</sup>内で回避<sup>かいひ</sup>できたであろう遅刻<sup>ちこく</sup>には、指導<sup>しどう</sup>を行います。

## ③ 装身具、化粧に対する指導について

ピアス・ネックレス・指輪<sup>ゆびわ</sup>・腕輪<sup>うでわ</sup>等の装身具<sup>そうしんぐ</sup>を付けて登校<sup>とうこう</sup>することはできません。発見<sup>はっけん</sup>した場合<sup>かき</sup>当日<sup>とうじつ</sup>の預かり<sup>あず</sup>と反省文<sup>はんせいぶん</sup>指導<sup>しどう</sup>を行います。化粧<sup>けしやう</sup>も関心<sup>かんしん</sup>が強くなる年頃<sup>としごろ</sup>ではありますが、化粧<sup>けしやう</sup>をして登校<sup>とうこう</sup>することも認めておりません。違反<sup>いはん</sup>があった場合<sup>かき</sup>には用意<sup>ようい</sup>しております化粧落<sup>けしやうお</sup>として拭きと取<sup>ふ</sup>っていただきます。アイテープ<sup>たいぷ</sup>・アイプチ<sup>ぷち</sup>・アイシャドウ<sup>いしやう</sup>の類<sup>たぐ</sup>いも禁止<sup>きんし</sup>しています。その場<sup>ば</sup>で外せ<sup>はず</sup>ないものについては翌朝<sup>よくあさ</sup>改善<sup>かいぜん</sup>を確認<sup>かくにん</sup>いたします。

## ④ 服装指導について

本校指定<sup>ほんこうししてい</sup>の制服<sup>せいふく</sup>をお求め<sup>もと</sup>ください。スカート<sup>たけ</sup>の丈<sup>みじか</sup>を短くするなどの変形加工<sup>へんけいかこう</sup>を行った場合<sup>かき</sup>は、すぐ<sup>なお</sup>に直<sup>なお</sup>していただきます。直せ<sup>なお</sup>ない場合<sup>かき</sup>は再購入<sup>さいこうにゆう</sup>をお願い<sup>ねが</sup>いたします。

手袋<sup>てぶくろ</sup>・マフラー<sup>まふらー</sup>・コート<sup>こうと</sup>といった防寒着<sup>ぼうかんぎ</sup>は指定<sup>してい</sup>していませんが、校内<sup>こうない</sup>での着用<sup>ちやくよう</sup>はできません。また防寒着<sup>ぼうかんぎ</sup>は必ず<sup>かなら</sup>制服<sup>せいふく</sup>ブレザー<sup>ちやくよう</sup>のうえに着用<sup>ちやくよう</sup>しなければなりません。誤<sup>あやま</sup>った着用<sup>ちやくよう</sup>をしていた場合<sup>かき</sup>は、当日<sup>とうじつ</sup>の預かり<sup>あず</sup>と反省文<sup>はんせいぶん</sup>指導<sup>しどう</sup>を行います。

### ⑤ 携帯指導、ウェアラブル端末について

校内での携帯使用を禁止しています。登校時に電源を切ってカバンにしまう決まりです。また、スマートウォッチやアップルウォッチ等のいわゆるウェアラブル端末の使用、校内への持ち込みも禁止しています。校内で使用あるいは所持が発見された場合は、放課後まで預かり、反省文指導の後、返却されます。また、校内で使用しないことを目的とした預かり指導も行います。携帯は現在では生活必需品ともなっていますが、ネット上でのトラブルが後を絶ちません。ゲームや不適切サイトなど学習環境に無用の誘惑も多く、校内で自由に使うことは許可できません。

生徒の中には誘惑に負けて、校内使用をする者も出ていることから、カバンから出していた場合には、使用不使用にかかわらず、指導を行っています。

### ⑥ 自転車指導について

軽微なものも含めると年間20件近くの登下校中の交通事故・交通トラブルが発生しています。その大半が自転車通学者によるものです。自転車保険への加入や雨天の雨具着用など条例に定められたことはもちろん、走行中のマナーについても注意喚起と指導を行っています。特に二人乗りには、その危険性もかんがみ厳しい指導を行っています。

自転車通学は許可制であり、許可された自転車には本校指定のステッカーを貼っていただきます。

### ⑦ 懲戒処分について

学校教育法11条に「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」とあります。ここで言う「文部科学大臣の定めるところ」とは省令の「学校教育法施行規則」26条2の「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う」を言い、本校においても、生徒の問題行動に対し、反省を促し生活の改善をはかるために、これらの「法的効果を伴う懲戒」処分を行うことがあります。

この懲戒処分は、時に生徒の学習権を制限するものですから、本校においても校長による指導内容決定に至るまで、慎重な審議を行います。

また①から⑥で述べたような、いわゆる「法的効果を伴わない懲戒」は、教育上の必要から校長や教員が生徒を叱責する行為ですが、これも度重なれば、「法的効果を伴う懲戒」処分

となります。

原則として懲戒処分は、本人と保護者の理解を得ながら、学校の支援のもとで、学校生活を再開できるようにはかっていく、教育的配慮に基づく指導であることをご理解ください。

はじめに申しあげましたとおり、本校は職業教育を行い、社会に通用する有為な人材の育成をめざしています。具体的には、静かな教室で十分に勉強ができて、誰もが安心して通える学校であり続けたいと思っています。そのために個人の自由を制限して、集団のルールを優先させることもあります。

しかし、やみくもに生徒にルールを押しつけるのではなく、それぞれの生徒が置かれた様々な状況や、時代と共に変化する社会の考え方も反映しながら、指導を行って参ります。

又本校には外国籍の方を保護者に持つ生徒や、外国文化の中で育った生徒も在籍しています。この生徒達に日本の文化に根ざす価値観を一方的に押しつけることはフェアではなく、学校ルールの適用には、一定の配慮が必要であると考えています。

本校の生活指導になにとぞご理解をたまわりますようお願い申しあげます。

なお、ここにご案内した「本校の生活指導について」は様々な校内事情・諸条件のもとに改訂されることがあります。